

令和8年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和8年6月26日(金) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第46号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第47号	財産の譲渡について(旧医師住宅及び旧看護師住宅)
第4	議案 第48号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第49号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第6	議案 第50号	飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第51号	飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第52号	令和8年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第9	議案 第53号	令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第10		一般質問

○出席議員（13名）

1 番	佐 中	藤 田	克 利	成 昭
2 番	小 笠	原 上	美 保	子 廣
3 番	水 上	吹	雅 豊	孝 要
4 番	森 井	端	浩 史	二 朗
6 番	澤 住	田 川	清 文	美 博
7 番	前 野	村 山	勝 恵	憲 子
8 番	籠 高	原	美 邦	子
9 番				
10 番				
11 番				
12 番				
13 番				
14 番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 下	竹 出	淳 尚	也 弘
教育長	岡 森	田 田	浩 雄	和 郎
理事兼総務部長	畑 大	上 上	あ 一	さ 人
理事兼商工観光部長	洞 柚	口 原	雅 廣	之 守
企画部長	横 谷	山 口	徹 裕	和 樹
市民福祉部長	堀 堀	上 田	正 亮	一 郎
農林部長	佐 田	藤 中	丈 直	二 樹
教育委員会事務局長	土	田	義 治	也 昭
基盤整備部長				
環境水道部長				
会計管理者				
消防長				
病院事務局長				
建築管財部長				
財政課長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂 倉	田 坪	健 太	郎 明
書記	畠	中	正 み	な
書記				

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。理事者側では、藤井副市長が欠席です。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、3番、小笠原議員、4番、水上議員を指名します。

◆日程第2 議案第46号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
から

日程第9 議案第53号 令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第46号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第9、議案第53号、令和8年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの8案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。8案件の質疑と併せて、これより日程第10、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可します。最初に8番、井端議員。

〔8番 井端浩二 登壇〕

○8番（井端浩二）

皆さんおはようございます。議長にお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。今、スウェーデン戦を見ていまして、引き分けたということで、多分決勝トーナメントに行きます。喜んで応援をしたいと思います。それでは始めさせていただきます。私は大きく2つに分けて質問させていただきます。

まず1つ目の質問です。外国人労働者の支援についてということで、3つ質問させていただきます。岐阜労働局のデータによると、2025年末で外国人雇用状況は8.7%増の約4万8,000人です。国別では、これまで多かった中国に代わって20代の東南アジア出身者が増えているようです。飛騨市においても人材不足の中、外国人雇用は増えているのではないかと考えられます。そこで、次の質問をさせていただきます。

1、現在での飛騨市の外国人労働者数と今後の展望は。飛騨市においても人材不足の中、外国人を雇う企業や事業所が増えているのではないかと考えられます。そこで、飛騨市で働いてる外国人の人数と雇う事業者の数、そしてどんな業種があるのか確認をさせていただきたいと思いま

す。また、今後も介護施設等で必要になると考えられるが、市としては今後どのような支援が必要になるのか、市の考えを伺います。

2つ目、日本語教室や生活マナー等の勉強会の開催について。外国人雇用に関する受入れ相談や必要な手続き、日本語教室や生活マナー講習など雇用に必要な流れを北日本国際事業協同組合の御協力をいただき、現在に至っております。その後も年に1回の外国人や雇い先の交流があり、諸問題について対応しているようでございます。また、今年4月から施行された自転車青切符制度についても、警察の御協力をいただき、月1回程度の説明会を開催する予定であります。大変ありがたいことでございます。日本語教室は事前に学んでいても、それで十分かなということ、また、生活マナーやごみの分別等は地域での違いがあり大変不安であります。今年の冬に外国人が大雪が降りしき中、自転車に乗って車道を走っているのを見まして、大変危険に感じました。そういったことについても注意が必要ではないかと思います。今後、そのような勉強会を必要に感じますが、その予定はあるのか伺いたいと思います。

3つ目、外国人労働者の社宅について。雇用されてる企業のお話を聞くと、今後も外国人の雇用を増やしていきたいというお考えはお持ちであります。しかし、社宅について苦慮していると聞いています。現在は、アパートや一部の空き家を利用して2～3人で使用しているようですが、近所の配慮も必要であると思いますが、空き家をうまく利用することはできないか、市の考えをお伺いさせていただきます。以上、3点よろしく願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」との声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

森田理事兼商工観光部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔理事兼商工観光部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

おはようございます。外国人労働者の支援について3点御質問いただいております。順次お答えをいたします。

まず1点目の御質問につきまして、令和8年5月31日時点の市内の外国人は356人です。このうち、就業等を目的とする在留資格において、229人の方が市内で働いていると考えられます。企業数につきましては、正確な数字は市で把握しておりませんが、補助金の申請状況や景気動向調査の回答から33社以上存在するものと思われ、製造業、土木建設業を中心といたしまして、介護やサービス業に至るまで、多様な人材が幅広く御活躍いただいております。今後の支援につきましては、来年度より新たに育成就労制度が開始されることから、外国人材採用事業所交流会等で市内事業者及び外国人受入れを担当する監理団体の意見をヒアリングした上で、新制度開始に伴い適切な支援を行ってまいります。

2点目の日本語教室や生活マナー等の勉強会についてお答えいたします。市内で多数存在する外国人技能実習生につきましては、母国で送り出し機関による教育を受け、次に日本入国後、日本語講習やマナーについて監理団体で学習し、その後に各企業へ配属される流れとなっております。各企業配属までに学習する日本語の授業時間は320時間前後と考えられます。配属後も監理団

体では技能実習生の定期相談に当たっていることは、議員御指摘のとおりでございます。

商工課では、過去に日本語教室を開催したところ、問題点が4点あると認識をしております。1点目といたしまして、業種が多様であり、勤務時間の違いから一律の日本語授業が難しい点。2点目に、飛騨市が面積の広い自治体であることから、移動が難しいという点。3点目に、在留資格で求められる日本語能力が異なることから、学習者の習得状況が個々人で異なる点。最後に、試験勉強に必要となる日本語学習なのか、生活に必要な日本語を学びたいのかで、授業内容が異なる点です。

こうした課題を踏まえますと、一律に日本語教室を開催するのではなく、事業所内で実施する日本語授業等への支援が効果的であると考えます。飛騨市外国人技能実習生等支援事業補助金では、日本語の授業のほか、専門的な通訳派遣における企業の費用負担について補助しております。また、ベトナム語、インドネシア語については、飛騨市独自の制度として外国人技能実習生等業務支援員を配置しており、過去に土木建設業でそのような業務に必要な専門的な用語について翻訳、通訳を実施するため、相談員を派遣する等、細やかな対応が可能な体制を構築しております。

次に、飛騨市内の事情に起因するマナー講習につきましては、市内事業者から要望があり、過去にごみの分別方法、油の捨て方、バスの乗車方法について外国人労働者交流会の中で実施してまいりました。今後も外国人材採用事業所交流会で市内事業所から要望をヒアリングしながら実施してまいります。

3点目の外国人労働者の社宅についてお答えいたします。建築価格高騰に伴い社宅建設が厳しさを増しており、また市内において賃貸住宅の空き家物件の確保が難しい点は近年の傾向となっております。そこで市では、令和7年度から新たに飛騨市社宅整備促進事業補助金を制定し、令和7年度に2件の利用、今年度においては1件の御利用がございました。

外国人労働者の住居問題につきましては、運転免許の保有者が少なく移動手段が徒歩、自転車、公共交通機関に限られるケースが多いことから、市内事業者からも職住近接、職場と住居の距離が近いということですが、職住近接の希望があり、空き家の利活用の促進が不可欠であることから、今後も同制度の積極的な利用を呼びかけてまいります。また、市内の事業者からは、外国人労働者に限らず雇用の確保のために従業員が居住するアパート等の不足が課題である旨を直接伺っておりまして、今年3月に開催した総合政策審議会においても、委員より御指摘を受けたところです。市としても大きな課題と認識しており、現在庁内横断的に解決策を模索しているところです。

〔理事兼商工観光部長 森田雄一郎 着席〕

○8番（井端浩二）

350人ほどいるということで、分かる範囲で結構なんですけど、ベトナム、フィリピン、カンボジア等、国別の人数が分かれば教えていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

この356人の主な内訳でございますけれども、ベトナムが111人、インドネシアが65人、カンボ

ジアが37人、ミャンマーが28人、中国が33人というふうになっております。この中には永住者の方々も含まれておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（井端浩二）

この通告書を出した後に、いろいろ担当の方に確認をさせていただいたら、ちょうど6月22日に雇う企業の交流会があるということで、そこに同席をして意見を聞いてきました。そこでマナーとか日本語教室とかっていう話が出てまして、今、部長が言われましたように各国でたくさんあって、日本語についてはなかなか問題があって難しいということでしたが、日本へ来る前の勉強とか、来た後にも320時間、日本語講習をやっているということで、ごみ問題やあるいは油のことで勉強会をやるわけですが、各企業で今の支援員とかを使って勉強をするんですが、どういう感じで勉強するのでしょうか。会社にもいろいろありまして、24時間やっているところもあって交代制で働いてますので、月に1回程度なのか、どういう感じで企業のほうへ行って勉強会をしているのか、その辺を確認させていただきたいなと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

議員も御承知だと思いますけれども、監理団体という団体がありますので、その方々の協力の下、企業内で研修を行ったりとか、先ほども御答弁申し上げましたけれども、市側としてもその辺をサポートするために、交流会とかで出た意見に基づいてマナーの研修を行ったり、そういったことは行っております。

○8番（井端浩二）

分かりました。

あと、アパートとかあるいは空き家を利用して外国人の人たちが住んでいるということで、その近所からいろいろなクレームがあったのか。あるいは、今僕も言ったように青切符制度が4月から施行されまして、質問で言いましたように、雪が降る中、普通だったら自転車を引いていくところを乗っていくんですね。僕は車で走っていて、やはり危険性を感じたんですね。車がすれ違うのに、渋滞まではいきませんが、運転手がみんな気を遣って大きく回っていくっていうのがありますので、そしてそういったことについての注意とかはやっていらっしゃるのか、どんなクレームがあったのか確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

特に現時点では、クレームっていうものは特に寄せられていないという状況でございます。過去にはいろいろあったというふうに聞いておりますけれども、現状、いろいろとマナーに関する研修とかも行われていて、その点はなくなってきたのかなというふうに考えております。

自転車の件につきましては、確かに私もそういう場面をよく見たりいたします。企業からもやっぱり自転車が交通手段の大きなところのウエイトを占めているので、その辺はちょっと危険だなという認識があったりします。警察署も非常に前向きにやってくださってますけれども、そういったところも、今後何らかの支援が必要であればやっていきたいと考えております。

○8番（井端浩二）

危険性が伴いますので、またそういった説明会とか注意のほうをしていただきたいと思いますし、警察署のほうにも確認したら、そういったことについては説明会をしていくってことを言っていたので、またそういったときにでも十分走行には気をつけてということをお願いしたいと思います。

また、交流会の話の中でも出たんですが、家族で来ていらっしゃる人が7～8人おるんですね。私たちと同じ市民でございますので、奥様が働く場所がないので紹介していただきたいという話も出てましたし、あるいは子供がいらっしゃる場所もあって、そういった面についての相談、子供たちの教育、こういった形で飛騨市として支援ができるのかということについてもその中で話が出たんです。今後のことかもしれませんが、その辺について今後どう進めていくかということをお聞かせいただけます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

確かに、先日の交流会でそのような御意見をいただいたということを伺っております。家族帯同者の方の28時間という制限がございますので、その中での仕事探しの仕方なので、これは神岡町の案件でございましたけれども、近々に商工団体と協議をして、今後どのようなやり方があるのかというところを模索をしていきたいと考えておりますし、なおかつ、市といたしましてその家族の帯同者の方とか、まだ特定技能を有していらっしゃる方に対する日本語教室の開催ということも今準備を進めているところでございますので、そういったサポートをしていきたいというふうに考えております。及び、お子さんがだんだん年齢が大きくなっていくということも、これはとてもいいことだと思うんですけれども、そこにおける保育とか教育というところは今後の1つの大きな課題かなというふうに考えておりますので、担当部局と協議をしながら適切な対応をしていきたいと考えております。

○8番（井端浩二）

今後の対応をぜひお願いしたいと思います。

あと、昨日、おとといの質問でも人材不足ということがいろいろ出てきていますが、これからの人材不足という中で、ある会社でも言われましたが、今後、外国人労働者を雇っていきなっていく会社もあると思うんですよ。今後雇ってみたいという会社についての説明会、まだ雇っていないけど、これから外国人労働者を考えていきたいというような、介護施設とか土建会社もあると思うんですが、今後説明会をやったらどうかということを思っていますので、企業の説明会を開く予定はないのか、それについての考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

為替相場の関係もあったりして、なかなか日本が選ばれる地域でいつづけるというのは、それは外部環境の話ですけども難しかったりするという点はあるんですが、まだまだ日本を選んでくださる外国人の方々は多いと思いますので、そこに積極的に入ってきていただいて就業していた

だくということの重要性は認識をしております、飛騨市経済連合会という団体がありますけれども、その団体のセミナーの一環として、来年度から育成就労という新しい制度になりますし、そういった制度の理解も深めながら、いかに外国人材を活用していくかといったようなセミナーを年度内に開催する予定でございます、現時点では年明けにしろかなと思いますが、そういったことを検討しております。

○8番（井端浩二）

人材不足という中でありますので、またそういった説明会とか、ただ、企業側がやることと市が応援することでは違うと思いますので、その辺のすみ分けも大事だと思いますので、そういったことを考えながら、ぜひ外国人企業ということで応援していただきたいなと思ってます。

あと、青切符制度とかで同じ外国人でも旅行者、いわゆるインバウンドですね、最近はなくなりましたけど駅前でも道の真ん中で写真を撮ってる人が多いんですね。そういった方のクレームが来ていれば教えていただきたいのと、その対応はどうしてるのかを最後に確認させていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

ありがたいことなんですけれども、インバウンドの宿泊者数は、令和7年の観光統計においても過去最高を示しております。ヨーロッパとかアメリカとかから多くの観光客の方にお越しただいてるんですけれども、中には民泊を活用されるといったこともございまして、クレームの件なんですけれども、正直そこまで寄せられてはいないという状況があります。たまたまレンタカーとかを御利用になられていて、民泊の宿泊先の手前、違う民家の前に駐車をされていてクレームを頂戴したことはありますけれども、正直申し上げてそこまでクレームになったようなケースは現時点ではございません。

○8番（井端浩二）

今、警察署でもレンタサイクルのショップでも説明会をして、青切符についても説明会を開いているということ。そして、この間の説明会でも、社宅あるいは空き家だと、外国人によっては歌が好きな人がおって、よく歌を歌って近所からクレームが来たということもありましたので、そういったことも含めて外国人の労働者に目配りをしていただきながら、飛騨市のために応援をしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。自主防災組織連絡協議会について質問させていただきます。今年度の主要事業の概要の中に、自主防災組織の体制強化による地域防災力の向上という概要説明がありました。また、総務常任委員会においても、所管事務調査の中で自主防災組織についての説明を受け、自主防災組織連絡協議会準備会を今年3月に立ち上げたという報告がありました。能登半島地震から約2年半、近年各地で自然災害や山火事による延焼、6月8日にはフィリピンでマグニチュード7.8の地震が起き、甚大な被害があり、日本にも津波注意報が発令されました。また、昨日におきましては、朝、青森県で震度6強、そしてベネズエラでも震度7.5という大地震がありまして、ベネズエラなどではすごい死者が出ているようでございます。いつ災害が起きてもおかしくない状況にあり、その災害に備える必要があることは言うま

でもないです。以前より、防災については数回質問をさせていただきましたが、防災士会の設立により、市民が防災に関して関心を持ち始めました。また、若い人たちや小学校、中学校の皆さんも防災について学び始めたことは、危機管理課あるいは防災士会の活動に感謝し、今後も期待していききたいと思います。同じような質問になるかもしれませんが、再度防災について質問させていただきたいと思います。

1つ目、自主防災組織連絡協議会準備会が立ち上がったが、今後の計画についてお尋ねをさせていただきます。所管事務調査の中で、今年3月に自主防災組織連絡協議会の準備会が立ち上がったという報告がありました。その準備会は、地域の組織の統括と思われますが、今後どのような動きをしていくのか、お尋ねをさせていただきます。

2つ目、各地区での自主防災組織の立ち上げについて。私たちの地域でも、役員と防災士で懇談会を開催させていただきました。組織立ち上げについて、意見交換がされました。どうやって立ち上げていくのか、あるいは契約はどうするのか、人数はと、いろいろ意見交換がされました。私も参加させていただき、誰が中心になって立ち上げていくのかという問題になり、防災委員が検討することになり、私もその一員になり、次回再度開催する予定になりました。

所管事務調査の説明でもあったように、区長たちは忙しく、自主防災組織の立ち上げを中心としてやっていくのは無理があるように感じます。以前にもあったようですが、自主防災組織の立ち上げる簡単な要綱や防災計画の見本があったほうが進めやすいように考えられます。また、以前にも申し上げましたが、各区に防災委員を立ち上げ、市として防災委員会を立ち上げ、十分説明をして区長とも相談して立ち上げるほうが早いように感じますが、市の考えを伺います。

3点目、ヘルメットの配布または貸出しについて。防災士会、または今後自主防災組織が立ち上がり、その役員は防災や災害の先頭に立って先導することになると思います。また6月14日の各区の避難訓練においても防災士の方が指導や説明を行い、訓練のリーダーとして開催されました。自主防災組織は、行政区が準備するかもしれませんが、防災士会にもヘルメットが必要になると思います。その考えをお伺いさせていただきます。以上、3点よろしく願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは3点御質問いただきましたので、通しでお答えいたします。

まず1点目の準備会の今後の計画についてです。議員御指摘のとおり、今年3月に準備会が立ち上がりました。今後は3か年計画の下、令和10年度に飛騨市防災委員設置条例の制定を仮の目標とし、条例に基づき任命された防災委員による本格的な活動開始を目指します。このため、令和8年度の準備会においては、各地区から選任された防災委員の能力向上と連携強化を図り、モデル地区の活動とその成果を展開します。令和9年度には、令和8年度の成果を可視化し、ノウハウを共有することにより、さらなる地域展開を図り、令和10年度には条例により制度化し、本格的な活動に移行します。令和8年度の具体的なスケジュールとしては、3月に実施した基調講演及び5月に実施した危機管理初動研修をスタートとし、6月から8月に自主防災組織の必要性への共通認識の共有と各地域の現状と課題の言語化を目標とした研修、9月から10月には他地域

の先進事例を学び、居住地域での自主防災訓練を企画できる素養の付与、10月から11月にかけて防災リーダー養成講座、1月から2月にかけて自主防災組織訓練計画を立案し、令和9年度に防災訓練実施を目指して完成させるというスケジュールを計画しています。

2点目は、組織の立ち上げについてです。議員御指摘のとおり、区長の業務は広範多岐にわたり、極めて多忙であるため、新しい組織立ち上げの中心となって活動することは容易ではありません。本市が自主防災組織連絡協議会を設置する目的の1つは、まさにその区長の負担軽減にあります。あわせて、区長が毎年交代したとしても、防災士等が防災委員となって区長を補佐することで、活動の継続性を維持・向上させることも目的としています。そのため、各行政区等で選任された防災委員や防災士、防災関係者、専門家による活動の場として、本協議会を位置づけております。本協議会は、議員御指摘のように、各行政から選任された委員による市の防災委員会に類似した面はあります。しかし、高齢化や人口減少など、地域の事情により、区単独での組織化が難しい場合や、連合区単位での活動のほうが効率的な場合もあります。さらには、宮川や高原川沿いの右岸地区、左岸地区といった、広域連合での活動も想定されます。これらに加え、防災士会、防災関係者、専門家、民生委員などを交えた多様な活動を展開していくため、単なる防災委員会とは異なる組織として、自主防災組織連絡協議会と称している点について御理解をいただきたいと存じます。

また、今年度の協議会準備会の発会に至るまでには、令和5年度から検討を始め、令和6年度、令和7年度には研究会を発足させ、防災士会、専門家、有識者、区長会連合会長、連合会代表地区やモデル地区を選抜して活動・検討と対話を重ねてまいりました。

以上のように、十分な検討と対応とともに、議員御指摘の自主防災組織の構成についての説明及び地区防災計画作成要領説明会、自主防災計画のひな型の市公式ホームページへの公開や、区長会への丁寧な説明を繰り返し行ってまいりました。しかしながら、区長は毎年交代されるため、引き継ぎが必ずしも十分ではなく、一からスタートする面もあるかと思われます。今後とも引き続き丁寧な説明に努め、御理解と御協力をいただけるよう取り組んでまいります。

3つ目、ヘルメットについてです。議員御指摘のとおり、災害時の防災活動においてヘルメットは必需品です。このため、行政区等の自主防災組織がヘルメット等を購入する場合には、自主防災組織活動支援補助金として、費用の3分の1以内で15万円を限度として補助しており、これによって各行政区において整備を進めていただいています。なお、防災士の活動に必要な防災士ベストについては、飛騨市防災士被服貸与規則に基づき貸与しています。一方で、防災士の活動は、平時には防災講話や防災教育等の普及活動、災害時には避難所運営の協力が中心であり、危険な場面での活動は想定していません。そのため、ヘルメットの必要性については、防災士会と十分な協議を踏まえて、防災士会全体の意見を集約していただいた上で市に要望いただければ飛騨市防災士被服貸与規則を改正し、貸与に向けた対応を進めたいと考えております。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○8番（井端浩二）

今説明を聞いてまして、市の防災委員会っていうものがあると聞いたんですが、その組織はどういう組織なのか確認をさせていただきたいなと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

現在、市には防災委員会というものは存在しません。説明の仕方が不十分のために誤解をいただいたかもしれませんが、防災士が防災委員となって区長を補佐するということは今進めているところでありまして、令和5年度の段階で防災委員というものは存在していません。そしてその当時、防災委員を選定して委員会を立ち上げようとしたけれども、各種問題があって立ち上がらず今に至った、そういう意味で説明の仕方が不十分だったかもしれませんが、現在も防災委員会というものはありません。

○8番（井端浩二）

今現在は防災委員会がないっていう話で、聞き漏らしたかもしれませんが、私たちの町内には防災委員という方がいらっしゃいます。神岡町では町内会で防災委員が必要でないかということとを前回も質問の中で言わせていただきまして、民生委員とかと同じようなくくりで、防災委員会等が立ち上がって、それで勉強しながら各行政区のほうで自主防災組織のリーダーとしてできないかってことも質問で言わせていただきましたが、そういった考えはあるのか。防災委員をつくることはいいんですが、まだ各地域で選考している段階なのか、その辺について確認をさせていただきたいなと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

防災委員の選定と、今の準備会に至るまでの過程につきまして、少し長くなりますけれども順を追って御説明したほうが理解が早いと思いますので、少し説明させていただきます。

まず、令和5年の防災訓練が終わった時点で私が感じましたのは、防災委員が各区に存在しないと。実態上、そのときはありませんでした。そのため、9月に次年度の役員を選定する名簿提出があるので、その中で防災委員を入れるようにという指示を一旦私は出したんですが、あまりにもあちこちから反対意見が続出しまして、大きな理由は2つあります。1つは、防災委員って何やるんだと、今までない委員を設置する必要性というものを問われました。もう1つは、防災訓練が6月に終わって、9月に名簿を出すっていうのはとんでもないということで、これは継続検討ということで、令和5年度に庁内検討と区長会ヒアリングをスタートしました。そのヒアリング結果を基に、令和4年度新規事業として、防災アドバイザー制度構築研究会というのを発足しました。この事業は令和6年度、令和7年度です。

この中で、防災委員という名前がいいのか、区長を補佐するアドバイザーがいいのか、相談員がいいのか、リーダーがいいのか、議論が百出しました。このときに研究会に参加していただいたメンバーは、区でいきますと3区、8区、袈裟丸区、中野区、末高区、区長会長、副会長2名、そして岐阜大学の小山先生など有識者を含めまして、また、防災士会の役員会も加わって研究会をしたんですが、この当時、議論が百出し過ぎてとてもまとまらないということで、令和7年度にトヨタ自動車株式会社のデジタル変革推進室にとにかく何とか取りまとめてくださいという業務委託をして、令和7年度中に取りまとめをするということで研究会を継続しました。この時

点で、さらに行政区として8区、24区、数河区、谷区と新規区長会長と新規副会長、区長会連合会長が参加して検討を進めまして、ようやく連絡協議会として設置。そして、各区の防災委員として、行政区の中で役員として位置づけて選任すると。このイメージが恐らく議員が描かれている市の防災委員会に近いものと思います。

しかしながら、答弁で御説明しましたように不十分でありまして、防災委員を出せない区もありますし、連合区のほう、例えば殿町とか向町、あるいは五ヶ村地区なども連合して対応しようとしています。そのほかに右岸地区、左岸地区とありましたように、災害の形態によっては区単独ではないほうがいいのかもありません。そういう意味で、どのような組織をつくっていくかというのを、この準備会で今後検討していくということを予定しております。以上が説明になります。

○8番（井端浩二）

御丁寧にもありがとうございます。ようやくそういったことが理解できましたので、今後この防災委員っていうのを、行政区なり、あるいはまとまった単位でいいと思いますが、そういったものが正式に立ち上がって防災委員会が主導しながらやってくるのは大変重要でございますし、今後に向けても期待したいと思います。ぜひ防災委員会の立ち上げに向けて、準備会等も一緒になってやっていただきたいと思います。

ヘルメット等については、また防災士会のほうでも意見を聞いてやるってことです。必要だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

あと、防災委員が今後立ち上がっていくと、この間の避難訓練で、古川小学校に避難所を設営するにあたっては避難者カードの登録というか、持ち出しをチェックしたりということですのでぐいいんじゃないかなと思ひまして、今後避難訓練も防災士会や防災委員が主導してやっていけたらいいんじゃないかなと思いますので、ぜひそういったことも頭に入れながら、自主防災組織を立ち上げて飛驒市の防災に向けてやっていただきたいと思います。僕も防災士会の一員でありますので、協力しながら今後進めさせていただきますので、ぜひまたよろしく御指導お願いしたいと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔8番 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で8番、井端議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時50分といたします。

（ 休憩 午前10時45分 再開 午前10時50分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

1番、佐藤議員。

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきたいと思います。今回、大きく2点、質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では1点目、他市、高山市で計画されている産業廃棄物処理場について3点お伺いいたします。高山市のホームページの記載によると、「令和元年10月に荘川町六厩地区に産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）を設置する事業計画が、事業者（富山市）から岐阜県へ提出され、現在、岐阜県において、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例及び岐阜県環境影響評価条例に基づき、審査・手続きが進められています。市では、事業予定地が非常に寒く積雪の多い地域で水源や別荘地のすぐ上流であること、活断層に近接していること、水質・動植物・魚類・自然景観への影響や盛土の安全性、庄川下流の白川村や富山県の受益者への影響など多岐にわたる懸念や課題があることから、最終処分場の建設地としては適地ではないと考えています。また、県から市への意見照会に対し、市ではこれらの懸念や課題などについて意見書を提出しています。」とあります。産業廃棄物処理施設の建設予定地が飛騨市から遠く、河川水系も違うことから、飛騨市への直接的な悪影響が懸念される状況ではありません。しかし、地域でくれば同じ飛騨地域の話であり、心情面からも産業廃棄物処理施設が自然豊かな当地に建設されることは簡単に受け入れられるものでありません。そこで以下の点について、飛騨市としてのお考えをお伺いいたします。

1点目、本市への影響について。先ほど述べたように、本市への直接的な悪影響を見積もっている段階ではありませんが、市がこの件に関知し、情報収集をする中で、本市に及び得る影響についてお伺いします。

2点目、飛騨ブランド構築への影響について。近年、飛騨という名前が広く知られ、飛騨で生産されるものが全国的に優位性を持ち、ブランド的価値の向上を続けております。そうした状況の中、人口減少の続く過疎地で産業廃棄物処理施設の建設計画が進んでいることは残念であります。このような事実は、飛騨で暮らし、働き、飛騨の魅力を発信しようと努力している住民に対し、暗い影を落としていていると感じております。風評や地域ブランドへの影響をどのように認識されているかお伺いします。

3点目、県への要望や意見書提出について。飛騨市としても、飛騨地域の未来、将来を憂慮する地域住民の不安や懸念事項を真摯に受け止め、許可権者である県に伝えていく必要があると考えますが、これまでの飛騨市としての対応が静観という対応であったのであれば、県への要望や意見書の提出といった一歩踏み込んだ対応の可能性についてお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

高山市の産業廃棄物処分場計画の方についてのお尋ねでございます。全て私からお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の飛騨市への影響ということでございます。この計画は、高山市荘川町内において計画されている管理型最終処分場であるということでありまして、施行区域面積は約186ヘクタール、区画形質変更面積は約40ヘクタール、埋立面積は約10ヘクタール、埋立期間は26年間で予定されているというふうに伺っております。また、処理対象となる産業廃棄物の種類は、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など計18品目で、この処理計画は許認可権限を持つ岐阜県に対し令和元年10月に提出されたということでもあります。

岐阜県において、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例及び岐阜県環境影響評価条例に基づいて、手続きは4段階で進められるというふうに承知をいたしております。これは1段階目として、事業計画書、周知計画書の提出及び審査、第2段階として事業計画書の周知及び生活環境影響調査の実施、第3段階として合意形成の努力、第4段階としての手続きの終結の順に手続きが進められることとされておりまして、現在は第2段階の環境影響調査が実施されているというふうに承知をしておるところでございます。

この影響なんですけれども、本計画地は高山市荘川町内に位置しておりまして、水系は庄川水系となります。このため、議員御指摘のとおり、水質等の面で直接影響を受ける下流域は、白川村、南砺市、砺波市などでありまして、本市に対して水系を通じた直接的な影響はないものと考えておるところでございます。

それから2点目の飛騨ブランド構築への影響ということでございます。議員が御質問されたとおり、心情的には十分理解ができる御指摘であるというふうに受け止めております。しかしながら、実際にどのように風評被害や地域ブランドへの影響が出るかについては、どのような実質的な環境被害があるかによるものと考えておるところでございます。そうしたときに参考になるのは、現に産業廃棄物処分場がある地域の実情だろうと考えます。例えば、昨日の質問でも少し答弁の中でも触れましたけれども、飛騨市の一般廃棄物の焼却灰、これは富山市、あるいは三重県の伊賀市の最終処分場で受け入れていただいております。過去には群馬県草津町の事業者にも協力を依頼したこともございます。また、みずほクリーンセンターから排出される産業廃棄物である下水道汚泥の焼却灰、これについても伊賀市のほうに受入れをお願いしておるわけであります。

こうした受入先がどうかという実情に触れますと、例えば富山市であります。水が流れ込む富山湾は天然の生けすと呼ばれて、魚などがブランド化されておるわけですが、処理施設があることによって、風評被害があるという報告はございません。また、草津町は、全国有数の温泉地として有名ですが、廃棄物処理施設が存在することによって観光客数が減少したというお話も伺っていないわけでありまして。一般的に、産業廃棄物処理施設の設置というのは、事業者が申請前に地元住民への十分な説明を行い、合意形成を図ることが求められておるわけでありまして。また、申請の際には許可権者が申請内容を厳格に審査し、水質汚濁や土壌汚染、動植物、文化財など16項目にわたる環境保全の観点から環境影響評価が行われます。許可後におきましても、事業者が申請内容に沿って適切な処理を継続して行うことが前提となるというふうに理解をいたしております。

そうした中で、過去に風評被害が出たような事例を見ますと、許可後に申請内容に反した不適切な処理や許容量を超えた廃棄物の受入れ、放置などによって水質汚濁や悪臭など地域住民に多大な迷惑を及ぼした事例、これがそうした風評被害の原因になっておると理解をいたしております。

す。こうしたことを踏まえますと、施設そのものの計画がどうかということよりは、適切な管理・運営がなされるかどうかの問題でありまして、市としてもその点を注視しておるところでございます。

それから3点目、県への要望、意見書の提出ということのお尋ねでございます。結論から申し上げて、飛騨市として独自に要望や意見書を提出することは現時点では考えていないということでございます。産業廃棄物処理施設の設置につきましては、廃棄物処理法第15条の規定によりまして、施設の設置を希望する者は、その施設所在地を管轄する都道府県知事の許可を受ける必要がございます。また、申請された施設が同法第15条第2項の要件を満たしている場合、都道府県知事は許可を出さなければならない、このように定められておるわけでありまして、

県には、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例というのがあるわけでありまして、これも、住民説明や意見聴取など手続きを定めたものでありまして、施設設置そのものを拒否する独自の実体的許可基準を設けているものではないと理解しております。実際に、中津川市内での産業廃棄物処理業者が計画した施設をめぐる裁判がございまして、この判決を見てみますと、住民の反対が多い、あるいは説明が十分でないという理由だけで、施設を不許可にすることはできないということが示されているというふうに、これも理解をしておるわけでありまして、そうしますと、意見書を提出する場合、あるいは要望を提出する場合、設置に対して明確な法的根拠を持って疑問や問題を提起することが必要であるというふうに考えますけれども、飛騨市として、流域ではないこの飛騨市において、それだけのものを準備するだけの情報もございませんし、また、その立場にもないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、本件に関しましては計画地である高山市から許可権限を持つ岐阜県に対して基本的な考え方を示すべく意見書を提出されるというふうに伺っておりますので、市としてはその動向を含め、今後の状況を注意深く見守ってまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○1番（佐藤克成）

3点、御答弁いただきありがとうございます。過去に飛騨市内で、数河地区で産業廃棄物処理施設、今回と同じように管理型の最終処分場計画が持ち上がったときのような対応ではないということはあらかじめ理解しておりましたけれども、やはり河川水系が違うということで、本市に及ぶ直接な影響がないことから、一步踏み出して飛騨市が独自に情報収集して、明確な根拠を持って反対するというのは難しいだろうということは予測しておりました。

その上で、飛騨市をリードして行っている都竹市長、産業廃棄物処理施設が飛騨地域にできることについては、心情面では理解していただけるということをおっしゃっていただきましたけれども、飛騨地域三市一村が協調して、この広大な飛騨地域、ほぼ森林が占めているようなところで、単独で飛騨市でどれだけ国・県へ要望したところでなかなか難しいところがあるということで、今まで三市一村の首長同士連携をして、一丸となって飛騨地域を盛り上げてきた、行政運営を担ってきた経緯があると思いますけれども、白川村は直接な下流域にある自治体ということで、白川村長も懸念を表明し、高山市と連携を慎重にですが進めていきたいということを申し上げられましたけれども、連携という言葉ですね、過去に飛騨市でもそういった処理施設の反対運動が

あったということもございますし、心のどこかというか、裏でもないですけども、タッグを組んで協調して、目に見える形では難しいと思うんですけども、そういった気持ちは同じだということに応援していく、連帯感を持って注視していくというお気持ちでよろしいのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたように、関心を持って注視していくということが連帯をするということだろうというふうに思います。なので、具体的な行動云々ということは、三市一村はいろいろなことで連携して、いろいろなことを一緒にやってるんですけども、全て一緒にやってるわけでは当然なくて、それぞれの市の固有の事情のものはそれぞれがやる。一緒にやるべきものは一緒にやるということは峻別しながら、4首長が集まったときにもそういったスタンスで話をしております。

ただ、先ほど心情的にと申し上げたように、飛騨地域というところに住む、飛騨地域の住民という同じ立場を有する方々が様々な活動されている、様々な懸念を示されていることについては少なくとも関心を持って見ておくべきだろうというふうに思っております、それが連帯・連携だというふうに思います。

○1番（佐藤克成）

御丁寧に御答弁いただきありがとうございます。

今回懸念してるのは、県も市も許可を出す立場ということで共通してるところがあると思うんですけども、決して産業廃棄物処理施設が社会にとって悪だというものではなくて、やはりどこかには必要な、社会を運営していく上では必要なものだとは思っておりますけれども、やはり今回の高山市の荘川町で計画されているところはリスクがあまりにも高いということで、やはり地元でも反対の声が出ております。それを踏まえまして、飛騨市では数河地区の産業廃棄物処理施設、事業者側が計画を撤回いたしましたけれども、今後、同様に飛騨地域どこでもこういった計画が持ち上がる可能性がございますけれども、前回の数河地区の件もありましたけれども、市の体制としては、迅速にそういった計画が持ち上がったときに、実際に行動に移せる体制になっているのかどうか、ちょっと漠然とした質問になるんですけども、その点はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

かつて、この議場でも質問をいただいたことがあって、いつだったかなと思って見ておりましたら、令和元年の12月の議会で、当時の洞口和彦議員から質問をいただいて、私答弁しております。そのときに申し上げておりますのをもう1回改めて申し上げますと、まず現行法令の仕組み上、市がこの手続き上、実質的な関与をすることはできないということを申し上げております。ただ、合意に至ってなくても、合意に至っていても、基準を満たせば許可されてしまうというのが基本的な仕組みでありますから、では、その中で市として関与できる方法はないのかということに当時研究してきたということを申し上げます。

そのときに考えておりましたのは、自然環境に影響が及ぶということをあらかじめしっかりと

調査して実証していく必要があるのではないかとということでありまして、実際にこれを行っていたんですが、平成28年度から平成29年度ぐらいにかけて市内の37か所、これはひょっとしたら対象になるような場所があるというのをリストアップして、そこについて環境保全の観点から、何かしら市で保全ができないかというようなことについて一時かなり実は調べて研究したことがございました。

その答弁の中では明確に申し上げてなかったんですけども、私自身イメージしてたのは、1坪運動みたいな、1坪くらいを中心のところを市が買い上げて、そこで売らないという判断をすれば、土地を売らないってことになれば当然できないので、そういう方法があるのではないかとことをやりました。ただ、これはある種、用途のない土地を買い上げることになるものですから、法律の専門家とかを入れて協議をして、条例化をするということまで実は考えていたんですが、なかなかハードルが高くて、これがなかなか難しいということで、現実的には断念したという流れがございます。

ただ、それとあわせてもう1つ、当時の古川町数河の産業廃棄物処理施設のときに、あれは私が市長になる直前でしたけども、県の職員にいろいろ聞いてきたことがあって、確かに反対運動で阻止するってことはもう難しいと。これは極めて難しいってことは明確だったんですが、ただ、科学的にその場所が適地ではないということを徹底的に追求していくってことはできるのではないかとことを私考えておりまして、あのときに決め手であったのが、数河に断層があるという話でした。覚えていらっしゃるかもしれませんが、飛騨市で断層の調査を富山大学と一緒に連携して、畦畑、太江、数河等々、断層の調査をして、かなり明確になってきております。

恐らく、この断層の調査も、私の中での位置づけは今後の環境関係の施設ができたときの安全性を追求する根拠になるというふうに考えていたところがございます。現実にはその調査によって断層の存在っていうのはある程度明らかになってきておりますから、かなりその流域については科学的根拠を持って意見を申し上げることができるのではないかと考えておりますので、我々ができることはそういうことだというふうに思ってますから、反対運動を市を上げてやるということよりは、きちんとした科学的根拠を普段から積み上げながら、できることをしっかりやっていくというのが我々として大事なことだろうというふうに考えております。

○1番（佐藤克成）

数河の問題が起きたときの、その後市の対応についてすごい鮮明に御答弁されて驚いているんですけども、やはりその頃検討された1坪運動みたいなことが今回も実現できていたならばよかったかなっていう、今回の荘川町の問題でもそういった印象を持つんですけども、実際市が1坪運動をするっていうようなことは、現時点では行われてないし、難しいということを理解できました。科学的、自然影響に関わる調査をしていくことが最善策だろうということで、活断層の調査もそれに資するという側面もあるということを理解できました。

下流域、周辺に住む住民ではないんですけども、やはり同じ飛騨地域に住む者として、高山市に住んでいる方から寄せられる声を少しでもこの一般質問という場を通して飛騨市民にも理解して、関心を持っていただきたいと思います。今回質問させていただきました。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。2点目、飛騨市まるごとアグリパーク構想について3点お伺いします。アグリパーク構想とは、気軽に農業体験し、楽しみながらノウハ

ウを学べるスタートアップの場を設け、農村地域内の非農家や都市住民など、多様な主体・形の農業参加を促進するものです。岐阜県では、アグリパーク構想の実現に向けて、政策オリンピックとしてアグリパーク重点推進モデルのアイデア募集し、独創性や実現性などの観点から審査し、今回飛騨市が応募した直売所等を中心とした地域活性化モデルの提案が採用され、今年度直売所と連携したアグリパーク構想の実施がされます。そこで以下の点について質問いたします。

1点目、市の構想の3本柱について。飛騨市まるごとアグリパーク構想は3本柱を基に進められると思うが、3本柱の内容について伺います。また、今回県の募集で実現性も審査の中で評価されたと考えるが、今年度の目標をどう設定しているのか、達成見込みについても伺います。

2点目、農業に参画しやすい環境づくりについて。飛騨市まるごとアグリパーク構想を実施していく中で、具体的にどのように農業に参画しやすい環境づくりをしていくのか伺います。ターゲットになる対象者はどういった人か、対象者をどのように掘り起こすのか、本格農業にもつなげていけるようなスタートアップの場をどのように設置するのか伺います。

3点目、他のアグリパーク重点テーマについて。今回県が募集したアグリパーク重点推進モデルは、飛騨市が応募した直売所等を中心とした地域活性化モデルのほかに、中山間地域に適した農業参入モデル、農業版働いてもらい方改革モデルがあるが、この2つのモデルに対する提案、応募はされたのか。飛騨地域においては、高山市でも2つの団体が直売所等を中心とした地域活性化モデルに応募、採用されたが、ほかの2モデルについて、飛騨地域での実証が行われる予定がありません。飛騨市において、中山間地域に適した農業参入や農業版働いてもらい方改革について、研究や取組が行われているのか伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 洞口廣之 登壇〕

□農林部長（洞口廣之）

それでは、飛騨市まるごとアグリパーク構想につきまして、3点の御質問をいただきました。

初めに、市の構想の3本柱についてお答えいたします。本構想は、多様な主体が農業に参入しやすい環境を創出することを目的としており、出荷者コミュニティーの構築、商品の固定化を防ぐ取組、新たな生産者確保の3点を柱として推進してまいります。

1つ目の出荷者コミュニティーにつきましては、地域ごとにグループを組織し、交代制で集荷と配送を行うことで、高齢者や少量出荷者の負担を軽減し、継続的な出荷を支援するものです。現在は、河合地域をモデル地区として実証を進めており、9月までの検証と改善を経て、他地域へ展開してまいります。2つ目の商品の固定化を防ぐ取組では、産直市場アドバイザーの助言のもと、需要の高い品種の提案や種苗の配布、栽培・販売勉強会を実施し、6月末より新規就農希望者及び直売所出荷者を対象とした講習を開始いたします。3つ目の新たな生産者の確保につきましては、公募により女性を中心に11名の応募をいただいております。市街地に整備した実証圃場において、経験豊富な生産者から直接学べる機会を設け、収穫物の販売とセットで提供することで成功体験を積み重ねながら、まずは農業参入への心理的ハードルを下げることを目的としております。本年度は、これらの取組を通じて、農業に携わる人材の裾野を広げ、直売所への出荷

者数や出荷量の安定並びに品目の多様化を目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目の農業に参画しやすい環境づくりについてお答えいたします。本構想では、本市に多い副業・自給的農家の方々に加え、新たに農業に関心を持つ若者やセカンドキャリア層を主要なターゲットとしております。農業への参入を後押しするためには、技術の習得のみならず、学ぶ、作る、売るという一連のプロセスを一貫して体験できる環境が不可欠です。収穫した作物を直売所等で販売し、消費者の反応を直接得られる体制を整えることで、作る喜びと売れる喜びを実感していただき、意欲ある方の本格農業へのステップアップを力強く支援してまいります。

最後に3点目の御質問、他のアグリパーク重点テーマについてお答えします。今回、県が公募した中山間地域に適した農業参入モデルや、農業版働いてもらい方改革モデルにつきましては、いずれも本市にとって重要かつ避けては通れない課題であると認識しております。その中で、あえて直売所等を中心とした地域活性化モデルを選定いたしましたのは、本市の農家構成の約9割が副業的農家であるという地域特性と、飛騨産直市そやなを中心に、市内3か所の直売施設が存在していることを鑑みますと、このモデルが最も効果的に課題解決に寄与すると判断したからであります。しかしながら、ほかのモデルの視点を軽視しているわけではございません。本モデルの推進を通じて、少量多品目栽培の技術支援を行うことで、中山間地域に適した農業参入を促し、また、交代制集荷体制の導入によって、農業版働いてもらい方改革が掲げる負担軽減の実現を目指すなど、各モデルの要素を統合的に取り入れながら、本市の地域農業の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

〔農林部長 洞口廣之 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点目の質問、市の構想の3本柱について、再度質問させていただきたいと思います。出荷者コミュニティの構築、今河合地域で実施・検証中ということをお伺いいたしました。やはり高齢化で直売所への距離があったり、なかなか生産者の方が出荷しにくいという課題が根強くあったということだと思えるのですが、過去に市が車を手配して集荷に回ったということをお聞きしておりますけれども、運営に係る経費は委託販売手数料から多分もらうと思うんですけど、そこでなかなか賄えなかったということで、事業は廃止されたということをお聞いております。今回出荷者コミュニティの構築ということで、出荷者自身でやってもらおうという段階には、すぐには進まなかったのでしょうか。今年度改めて仕切り直してやってみようということで始まったのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

この出荷者コミュニティの構築に当たりましては、やはり集荷スケジュールですとか集荷形態、統一したコンテナの確保とか運搬リスク、運搬時の責任の所在、売れ残った商品の回収とか、様々な課題が想定されるということであります。今ほど御指摘いただきました件につきましても、その点のことがうまくいかなかったということもございますので、こういった点を改めて今回県のほうでこのアグリパーク構想ということで募集をいただきましたので、こういった点についても検証をしながら、出荷者自らが集荷して、皆さんの分をまとめて集荷できるような体制が構築

できないかというようなことで、こういった点も踏まえ、検証していきたいというふうに考えております。

○1番（佐藤克成）

今回の飛騨市まるごとアグリパーク構想のメインテーマの1つだと思います。実際に高齢化が進んでおりまして、若い人がいないというところで、河合町からだと三寺めぐり朝市もしくは飛騨産直市そやなまで届けるということになると思うんですけども、実際、飛騨産直市そやなの会員の総会に出させていただいたことがあるんですけど、やはり若い方はいらっしゃいません。もう何年もしたら免許を返納しないといけない方が多く目立ちます。そうでなくても、若い方の姿は少なかったと記憶しております。

そういった中で、この持続性という観点から、生産者に依存するというこの出荷者コミュニティの構築っていうのは今後ますます難しくなると思うんですが、高齢化という面では継続して集荷して出荷に行けるような人を確保できるのかどうかって、現時点のお見込みをお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

まさに高齢化というのは農業だけに限らず、市全体を取り巻く環境の1つであると思っておりますけれども、答弁の中で11名の新たな方に今参画いただいたということをお答えしたかと思いますが、その方々の年代で申しますと、30代が1名、40代が4名、50代4名、60代2名という内訳になっております。こうした方はほとんどが農業体験がない、あってもトマト農家でパートでお手伝いをしたことがある程度の方々ということで、すぐに実際に自分で野菜を作って、それを出荷するというようなところに行くにはしばらく時間はかかるのではないかと思います。そういった潜在的な部分、また、答弁で申し上げましたように定年間もない方にも興味を持っていたいて、少しやってみようかというような裾野を広げることで、今ほど問われた課題につきましても何とか対応していけないかなということで模索してまいりたいと考えております。

○1番（佐藤克成）

その上で、改めて前の話に戻るんですけども、今年1年、河合地域でうまくいかなかった、来年も他地域への応用が利かなかったっていうことになれば、また市独自で集荷を担うってこともやむを得ないだろうとは思いますが、そこは事業予算がかかるということで、市が業者を手配してやるっていうほうには戻る可能性はないでしょうか。やはり集荷ができないと直売所に品物が来ない根本的な原因になりますので、そこは何としても防ぐ必要があると思います。作ったものを持っていってもらえさえすれば自分の畑で作れるっていう方が多いんだろうとは思いますが、やはり一番の課題として集荷を懸念されているということですので、振り出しに戻るではないですけども、今後、市がお金を出して事業としてやるっていうことも、この1年様子を見ながら考えることはありますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

今ほど集荷の体制のことについてお問合せがあったんですが、この構想自体が、県がこの春に策定をしましたぎふ農業活性化基本計画、これは本年度から令和12年度までの5年間を対象とした計画なんですが、この基本計画に基づいた手段の1つとしてアグリパーク構想というのが推進をされているわけであります。

この中で、県内で34の団体、平場の団体もございますけれども、我々と同じような中山間地からも応募があります。こういったことでこの1年間の検証を踏まえながら、私どもが想定できなかった、思いつかなかったような新たな取組みたいなものも、実際1年間やった結果というのは恐らく共有されるというふうに考えておりますので、やはり市が独自にそういったものを運行するという事に固執することなく、目的としてはやはり作っていただいたものを集荷できればいいわけですから、いろいろな観点で、これは息の長い取組になろうかと思いますが、検討してまいりたいと考えております。

○1番（佐藤克成）

3本柱の1つに、新たな生産者の確保ということで、初心者向け講習に11名手を挙げられたという話がありました。つい先日、実証圃場でも農業体験をされたということなんですけれども、この11名というのは、飛騨市まるごとアグリパーク構想に参画をしていただいたということなんですけれども、今後継続して1年間、この11名の方と飛騨市が伴走して農業体験をしていただくということでよろしいですか。こういったものと講習に1回出ました、2回目はどうかな、やめておこうかなっていう方もいらっしゃると思うんですけれども、この11名という方はどういった方なんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

先ほども少し御答弁差し上げましたが、本当に初心者の方が多いです。今からの取組ですので、やはり出荷できるというか、栽培できる野菜っていうのは今年度に関しては秋冬のものになるのではないかと考えております。やはりこういった取組を始めましたので、来年度の春夏、夏秋の野菜というものも取り組んでいただきたいと思いますから、継続してこういう方々というのを募集するというのはあるのではないかなっていうことを思っているんですね。なので、そういったことで実証を積み重ね、その方々に経験を積んでいただく中で、私飛騨市の強みとして、例えばJAでも特産部会という部会が、議員よく御存じだと思うんですが、モロッコインゲンですとか、ササゲですとか、そういうものを作っている部会もありますから、最終的に経験を積んで、農業の初めのハードルを下げておいて、そういったところにつなげていくというようなことも1つの考え方ではないかと思えます。もちろんそういったことになれば、今度はGAPとか、生産工程の管理とか、本当の農業参入ということになるといろいろな課題がありますから、そういったことを地域の方々にも御協力をいただきながら、息長くつなげていければいいのではないかなというふうに考えます。

○1番（佐藤克成）

商品の固定化を防ぐ取組ということで、6月にも中・上級者向けに講師をお呼びして、直売所

で売れる農産物ですとか、他の商品と差別化できるような作物は何かということで講習が行われるかと思うんですけども、1点ちょっと気になったのが、仕方ない部分もあると思うんですけど、日中で兼業・副業、時間がある方でないと参加しにくいってということで、今の時期ですと日が高いので、もう少し遅い時間帯にしていいただければ、自分も興味はあるんですけども出にくい時間帯です。講師の方が翌日に別のコースの方に講演するっていう感じだと思いますので2日間にわたるわけなんですけれども、時間帯をもう少し考慮していただくことはできなかったんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

御指摘、本当に真摯に受け止めてさせていただきたいというふうに思います。今後、現地での栽培講習といったことになってくると、これはやはり日中でしかできないということはあるかと思いますが、今言いましたように直売所のアドバイザーからの講習ですとか座学的なものについては、時間帯も今後の講習に関しては考慮してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○1番（佐藤克成）

新たな生産者の確保ということで、若年層にもアプローチしていきたいということをおっしゃってたんですけども、自分は肌感覚で若年層の20代、30代でふらっと農業をやってみたいっていう方がいらっしゃらないっていう感覚を持っていて、なかなか難しいところがあると思うんですけども、今回の講習会にしても飛騨市の広報だとかで募集はされたと思いますし、そやなとか直売所に出荷をされている会員からの勧誘だったり、そういう紹介で参加者を募ったと思うんですけども、若年層へのアプローチは具体的にどういうふうに考えているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

やはり時間的な制約もあって、若年層の方が気軽につていうのはなかなかハードルが高いと思っておりますが、一応募集という観点では、SNS等を通じて紙媒体だけでなく、デジタル媒体も通じて募集をかけていくというのが1つの手だなというふうに思っております。

御質問の趣旨から外れるかもしれませんが、こういった取組に関しては、例えば今トマトやホウレンソウの基幹的農業従事者の方がいらっしゃいますが、そういった方も高齢化をされていて、いずれリタイアされるという時期を迎えられます。ただ、そういった方がいきなり離農されるのではなくて、今後はもう少し気軽にといいですか、楽しく農業に親しんでいただけたらというほうに誘導するというということにもこういった構想つていうのはつながっていくのではないかなと思っておりますので、この担い手に関しては幅広に裾野を広げるという観点でいろいろな取組を考えてみたいと思っております。

○1番（佐藤克成）

まだ始まったばかりということで、そういった観点ももちろん持って進められていくということで理解はしてるんですけども、やはり難しいだろうなっていう気持ちが先行してしまいます

ので、こういった質問になってしまいました。

今回県がこういったテーマに沿って、各所から提案を募った中に、遊休農地の解消も狙いとしているということはあるんですけども、今回飛騨市で新たに実証圃場を確保されたと思うんですけども、これはどういった圃場だったんでしょうか。今まではこういった取組はなかなか聞かなかったんです。市民向けの市民農園っていうものを飛騨市は用意されてるんですけども、この実証圃場というのはもともと遊休農地であつたりしたのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

この実証圃場は今回新たに探した農地でございます。といいますのは、やはりこういった実証していくにあたって、飛騨市役所から近い距離がいいだろうとか、近くにトイレがないと研修には不向きだろうとか、駐車場もあるんじゃないかということ踏まえまして、新栄町地内で農地をお借りすることができたものですからここを使わせていただくというふうに考えておりますが、放棄地といいますか、荒廃しているような農地ではございませんが、今の圃場をするにあたっては草刈りとかを職員が行いまして、圃場の準備を行ったというものでございます。

○1番（佐藤克成）

その実証圃場の中に気多地区の圃場も含まれているかと思うんですが、気多地区の圃場はどういったところにあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

当初の計画のときにはそういったことも計画していたんですが、いろいろ調整を踏まえて、今ほど御答弁を申し上げました新栄町地内の圃場になったということです。

○1番（佐藤克成）

先の話にはなってしまうんですけども、このアグリパーク構想に参加者された方っていうのは1年を通じて参加されると、卒業生っていう扱いになるのかなと思うんですけども、今後卒業生へのフォローとして、農地のあっせんとかっていうのも具体的に考えられると思うんですけども、遊休農地の活用というところを考えたときに、初心者だった方が2年目をやろうっていうときに、遊休農地をあっせんして、そこでやってくださいっていうのは難しい話だと思います。でもやっぱり遊休農地も活用してもらいたいというところで、農地の整理はある程度責任持って市のほうでやっていただきたいなと思うんですけども、そのときに遊休農地だと1回も耕してないとか、除草の手入れからということになります。市民農園でもそうなんですけど、年1回は耕してくださいっていうこともあります。やはり面積にもよると思うんですけども、今回の実証圃場みたいにある程度手入れされていて、マルチを引いたらすぐに定植、種つけができるようなところばかりではないと思うんです。今後、遊休農地の活用とかを考えた場合に、今まで農地として管理されてないところにも入っていただきたいっていうところからすると、市のほうである程度出来上がったものを準備していかないといけないと思うんですけども、そこでどこ

まで市のサポートが得られるのかなって思うんですが、耕すっていうところも委託で受けていただけたところを探して、市がそこで頼んで圃場整備をしてもらって、利用者に貸し出すというところまでは考えているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

なかなか厳しい御指摘だと思うんですけども、実は、先ほど申しました県のぎふ農業活性化基本計画の中で、従来、大規模な農家に農地を集約していくという手法だけでは今後守っていけないだろうという点が指摘されておりまして、そのため地域農業を牽引する大規模な経営体のほかに、多様な農業主体を加えてともに支え合うハイブリッド型の農業構造への転換ということが理念として定められていて、それを実現するための1つの手段というのがこのアグリパーク構想という立てつけになっております。

こういった初期の参入者の方に、いきなり遊休農地を耕してっていうのは、これはもうハードルが本当に厳しいのではないかと思います。例で申しますと、飛騨市の耕作農地は1,350ヘクタールございます。そのうち大規模な経営体、認定農業者とかそういった方々が耕していただいているのは6割なんです。4割の方はまだ小規模な、兼業農家が担っているというところがあります。そういった方が、もうこの農地を維持できなくなるというようなところ。これまでは耕してちゃんと農地として使っていたけどもっていう、そういったところをお貸しいただいて、そこを新たな遊休農地とするのではなくて、耕地として継続していただくというような観点もあるのではないかと考えています。

やはり始まったばかりということもございまして、あまり大上段にこうしていきたいという確固たるものをまだ私どもは持ち合わせているわけではないんですが、本当にこれは県と一体となってチャレンジングな取組だと思っておりますので、今ほどおっしゃられたような点も含めて様々な観点をいろいろ検証して、1つ1つ課題に向き合っていきたいというふうに考えております。

○1番（佐藤克成）

飛騨市まるごとアグリパーク構想について気になったところをお聞きしたんですけれども、そもそもの核となる農産物直売所ですね、上町の飛騨産直市そやなは移転して、リニューアルされて、設備的にも整ってきているところがあるんですけれども、一方、神岡町の朝市直売所、三寺めぐり朝市のほうは、空調や冷房施設、農産物を陳列するのでそういった設備も気になってるところなんですけれども、今指定管理で入られている方から要望ですとか、ここの更新がしたいとか、そういった話がありますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

まとまって正式な要望ということではございませんけれども、個々の農業者から伺っております。神岡町の直売所には私の父親も野菜を卸しておりまして、父親からも直接、もう古くなっているということは常々食卓の場でも聞いておりますから、そういった御意見があるんだろうなと

いうふうに認識をいたしております。

一方で、やっぱり高齢者の農家の方々の大事な場になっているというのも、この2つの小さな直売所にはそういった機能もあるのかなということを思っております。そういった場を守るという観点からも、やはりもう耐え難いような環境であるというようなことは避けなければいけないと思っておりますので、また意見をお聞きしながら適宜対応してまいりたいと考えております。

○1番（佐藤克成）

あともう1つ直売所関連で、今飛騨産直市そやなですと販売額によって販売手数料の額が変わったりするわけなんですけれども、やはり販売手数料も昨今施設側も運営が苦しいっていう部分もありますし、黒字運営をしていかないといけないっていうところで、収益性を考えないといけない部分もあるんですけれども、今回のアグリパーク構想を通して、直売所に出荷につながった方に対する特典として、出荷会員になる会員手数料の助成ですとか、安定して収益を得られるその喜びを最初の頃に持っていただくために販売手数料の補填というところも考えられるのではないのかなと思うんですけど、参加者特典として特産品の種を提供するとかがあるんですけれども、継続して飛騨市まるごとアグリパーク構想に携わっていただく動機というか、熱量維持のためにも、直売所が目標値にあるわけですので、販売手数料の面ですとか、会員になる費用ですとか、そういった部分の補助が市として考えられれば非常にいい循環になるというか、いい目標になるのではないかなと思うのですが、直売所に指定管理料として今入れているわけではないんですけど、会員向けに助成するということはできるものなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（洞口廣之）

直売所に限らず、野菜の価格というのは流通コストとかいろいろなものが重なった後に消費者に届くということですよ。そこにやはり大事なものは、そういったものを踏まえた適正な価格で売れる、そういった品質のいいもの。先ほど申しましたGAPとかに準じて安心・安全である、そういった付加価値を高めていくということをやまずは考えたいなと思います。入られた方に、例えばうちで推進している飛騨市の伝承作物の種子をお渡しして栽培に取り組んでもらうとか、そういったことは考えられるかもしれませんが、高齢の方も含め今出荷していらっしゃる出荷者のこととの整合性・公平性というものも考える必要があろうかと思います。何より、販売所に出荷できるくらいまでになっていただけるかどうかというのが、今はまだ検証段階でありますので、今承った御意見も大事にしながら、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

○1番（佐藤克成）

今回、食のまちづくり推進課を中心に、こういった直売所等を中心とした地域活性化モデルに応募してその実証をされるということで、大変期待を持って見ておりますので、様々な観点から小まめな実施に向けて取り組んでいただければと重ねてお願いをして私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

〔1番 佐藤克成 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で1番、佐藤議員の一般質問を終わり、質疑並びに一般質問を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第51号までの6案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり、常任委員会に付託いたします。

次に、議題となっております議案第52号から議案第53号までの2案件につきましては、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。明日6月27日から7月1日までの5日間は、委員会審査等のため本会議を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、6月27日から7月1日までの5日間は、本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩とします。

（ 休憩 午前11時51分 再開 午前11時52分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開します。

ただいま森議員から、昨日6月25日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、お手元に配付しました発言の取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、森議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、7月2日木曜日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前11時53分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤 史朗

飛騨市議会議員（3番） 小笠原 美保子

飛騨市議会議員（4番） 水上 雅廣